

③青森市設計業務等委託契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>第1条～第41条(略)</p> <p>(発注者の解除権等)</p> <p>第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。</p> <p>二 その責めに帰する理由により履行期間内に業務を完了しないと明らかに認められるとき。</p> <p>三 主任技術者を配置しなかったとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>五 第44条第1項各号に規定する理由によらないで契約の解除を申し出たとき。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 前項の規定によりこの契約が解除された場合。</p> <p>二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。</p> <p>3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</p> <p>一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人</p> <p>二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人</p> <p>三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等</p> <p>4 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。</p> <p>第42条の2～第50条(略)</p>	<p>第1条～第41条(略)</p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。</p> <p>二 その責めに帰する理由により履行期間内に業務を完了しないと明らかに認められるとき。</p> <p>三 主任技術者を配置しなかったとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>五 第44条第1項各号に規定する理由によらないで契約の解除を申し出たとき。</p> <p>2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。</p> <p>第42条の2～第50条(略)</p>